

確認済証等の押印廃止について

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年12月27日付け国土交通省令 1 1 号）に伴い、旭川市において令和 7 年 4 月 1 日以降に処分する確認済証等における押印を廃止します。

このことに伴い確認申請・完了検査申請のオンライン申請における確認済証等は、電子データで交付します。

【押印を廃止する主な様式】

- ・ 確認済証
- ・ 中間検査合格証
- ・ 検査済証
- ・ 建築物エネルギー消費性能適合性判定における適合判定通知書
- ・ 建築物のエネルギーの消費性能の向上等に関する法律の軽微変更該当証明書

※長期優良住宅認定通知書、低炭素建築物認定通知書等の押印は廃止しません。

○建築計画概要の閲覧

確認済証等の履歴については、旭川市建築行政地図情報システムから閲覧することができます。

旭 川 市 建 築 地 図 情 報 シ ス テ ム

検 索



【お問い合わせ】旭川市建築部 建築指導課

電話番号：0 1 6 6 - 2 5 - 8 5 9 7（直通）

E-mail：kenchikusidou@city.asahikawa.lg.jp

